

超高齢社会を見据えた地域づくり

- 2014年11月8日
- かわさきの未来を考える市民フォーラム
- 慶應義塾大学
- 田中 滋

世界が注目する日本①

- 危機意識(1)20世紀末：新たな依存人口
 - 健康寿命後の余命
 - 慢性疾患・日常生活支障・急性増悪リスク
- 1989～：ゴールドプラン、新GP、GP21
- 2000：介護保険制度
 - 理念を根幹にもつ制度
 - 地域に資金(2/3は外から)
 - →10兆円・250万人

上位概念は介護保険法に

- 第一条：...**尊厳**を保持し、その有する能力に応じ**自立**した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同**連帯**の理念に基づき...
- 第二条4：...給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その**居宅**において...

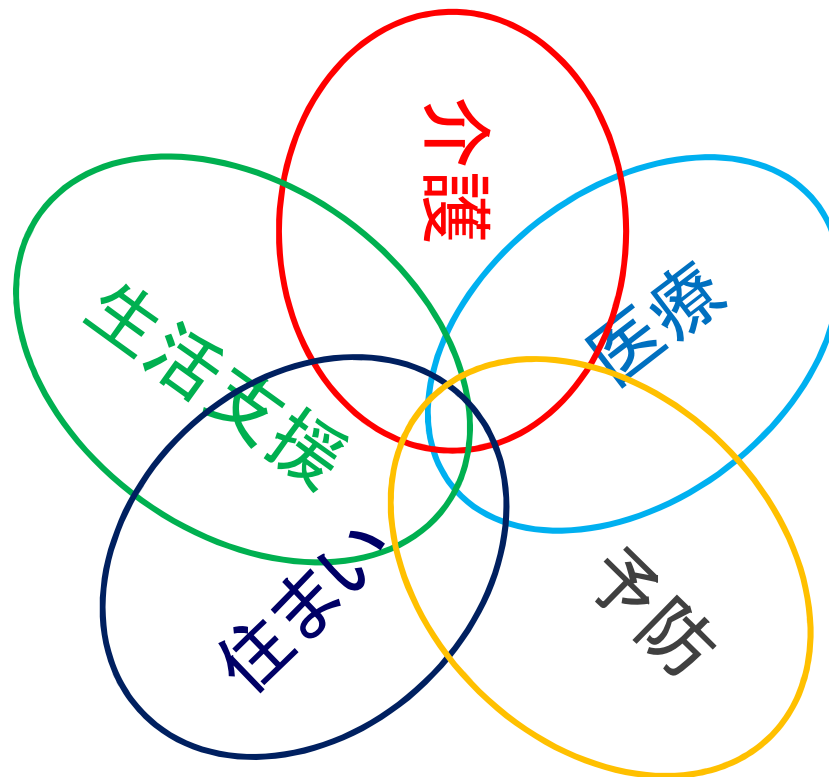
上位概念は介護保険法に

- 第四条：国民は、自ら要介護状態となることを**予防**するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を**自覚**して常に**健康の保持増進**に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んで**リハビリテーション**その他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを**利用**することにより、その有する**能力の維持向上**に努めるものとする

世界が注目する日本②

- 危機意識(2)：2025年-2040年をにらんで
- いびつな年齢構成
- 人口の2割が後期高齢者
- 地域により著しく異なる高齢者数の趨勢
- 2008～2014：地域包括ケア研究会

地域包括ケアシステムVer1.0 「5輪の花」図(2008)



地域包括ケアシステムVer3.2 「植木鉢」図(2013)



準備過程を経て実践スタート

- 2012, 2014 : 診療報酬改定先行
- 2014～ : 地域包括ケア担当部局設立
厚労省・自治体・医師会・各種法人...
- 地域包括ケアイノベーションフォーラム、
オレンジクロス財団...
- 県・市の出発 : 川崎・大分・山形...

医療介護総合確保推進法

- 第一条...地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築...
- 第二条...地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、**住み慣れた地域**でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、**医療、介護、介護予防**(要介護状態若しくは要支援状態となることの**予防**又は要介護状態若しくは要支援状態の**軽減**若しくは**悪化の防止**をいう)、**住まい及び自立した日常生活の支援**が**包括的に確保される状態**をいう

危機意識(2)の源泉

ところで...

75歳以上人口の大きさ

のみが革新を求める原因だろうか？

危機意識(2)の源泉

- 急性期病院(病棟・病床)入院患者像の変容
 - ◆ エピソード由来の短期介入→
長期的・継続的なケアニーズ
 - ◆ 既存システムのパフォーマンス低下→
医療の連続工程化
- 認知症患者数
- 看取り数
- 医療介護従事者数必要量

危機意識(2)の源泉

- 医療と介護の**同時工程化**
 - 特に重度者：疾患管理と介護は不可分
 - ◆ 在宅の安心感確保：在宅医療
 - ◆ 救急医療、病院や老健による後方支援
- 軽度者：生活支援と介護は不可分
 - ◆ かかりつけ医
- どちらも：介護給付の目的は悪化予防

地域包括ケアシステム：3つの層

① ケアとケアマネジメント

■ 身体ケアと医療

- ▶ 病院外でも「多対多」
- ▶ 栄養マネジメント・服薬管理・口腔ケア
- ▶ 悪化予防：専門職協働によるアセスメントに基づく「プログラム化された」リハビリテーション
- ▶ 包括型サービスとの組み合わせ

地域包括ケアシステム：3つの層

① ケアとケアマネジメント(続き)

■ 生活支援

- ▶ 見守り・安否確認・配食による栄養改善 etc.
- ▶ コミュニティへの参加支援・多世代交流
- ▶ 権利擁護

■ 認知症ケア

- ▶ ケア技法の進化：ステージごとの生活障害対応
- ▶ 初期集中支援チームと困難事例
- ▶ 地域教育→地域見守り、家族支援

地域包括ケアシステム：3つの層

② 経営：事業者と自治体

■ 事業者：事業所管理→法人経営

- (1) 経営意思決定と個別事業ライン
- (2) イノベーション：特にプロセス
- (3) 法人のガバナンス

地域包括ケアシステム：3つの層

② 経営：事業者と自治体

- 自治体：行政とは異なる地域マネジメント

- (1) ニーズおよび需要と資源の把握、
将来推計、圏域間調整 cf.医療
- (2) 地域ケア会議（ケア方法論の統合）
- (3) 既存資源のネットワーキング
- (4) 都道府県の役割

地域包括ケアシステム：3つの層

③ 政策

(1) 制度・予算・報酬・基準

(2) 要介護度やDPCとは異なる利用者分類／層化

(3) 機能は圏域で確保：人員配置基準等

地域包括ケアステーション cf. スタッフステーション

(4) 包括支払方式 cf. 地域包括ケア事業所

(5) イノベーション振興

コミュニティの力

- 高齢者・障がい者・児童...地域づくり
- 居場所の確保：交流拠点
 - 包括的な生活支援の拠点
 - 相談と情報交換、広報
 - 認知症者とその家族、ケアを担う家族支援
 - 孤立感解消、閉じこもり防止
 - 早期発見→専門職へのつなぎ

構築過程

- 住民・事業者の参画
- 推進ビジョン(「首長による強いメッセージ発信」)・浸透 = 規範的統合
- 地域づくりに関する諸計画との関係: 推進ビジョンの位置づけ
- 関係各主体の役割明示
- 圏域ごとの中核機能整備
- ロードマップ提示: まずは2018年

総括

- 理念の共有：地域で働く＋地域の活性化
- 自立支援・互助支援・共生支援
- 地域ごとの発達経路・“ローカル・ルール”
- 覚悟：首長(規範的統合の要)・医師会・事業経営者・団塊の世代住民...